



自転車を利用される皆さまへ

令和8年
4月1日から

自転車の違反に



青切符



が導入されます

自転車の交通違反に対して、令和8年4月から自動車などと同様に反則金を納める「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」制度が適用されます。

対象となる行為は **100種類**以上

対象となる年齢は **16歳**以上

反則金額は原付バイクと同等



主な違反（青字は反則金）



酒気帯び運転などの悪質な違反については従来どおり、刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。



自転車特有の違反



傘差し運転



二人乗りなど

3年以内に特定の違反を反復して行くと「自転車運転者講習」を受けることになるよ。

対象年齢は14歳以上なので、ご家庭でも交通ルールの確認をお願いします。



愛用の白ヘルが
お気に入りのT巡查

重大事故を防止するため、交通ルールを守ろう！